

## 知事部局のハラスメント対策の取組について（4/21 以降）

### ○「福井県コンプライアンス委員会」の設置・開催

- ・役割 県の法令遵守体制の確立および職員の公正な職務の遂行の確保に関する事項について、審議および助言を行う
- ・構成 外部有識者 5名  
（弁護士、社会保険労務士、臨床心理士、公認会計士）
- ・開催 第1回：5月18日、第2回：6月18日

### ○ハラスメント事案への対応（6/8 現在）

- ・職員から報告・相談のあったハラスメント事案 121件  
（ハラスメント実態調査において、「調査希望」と回答のあった76件を含む）  
（内訳）
  - ・対応完了 79件
    - ➡ 79件全てをコンプライアンス委員会に諮り、対応の妥当性の検証や個別事案ごとに今後の調査の進め方などに関して助言を得ている  
（対応例）・行為者との切り離しなどの人事的措置
    - ・所属長から全体への注意喚起といった職場環境改善
    - ・行為者への教育的指導・助言などの対応 等
  - ・調査継続中 42件

### ○第三者相談窓口寄せられた中村前副知事に関する案件2件

- ・コンプライアンス委員会の下に設置した専門部会において、事実関係を整理・調査中

### ○「ハラスメント防止ハンドブック」改訂

- ・ハラスメント防止条例に定める「職員に対する指針」の位置付け
- ・ハラスメントの未然防止および適切な対応を推進するため、職員が日常的に認識・遵守すべき事項等を分かりやすく整理
- ・全職員に通知（6月30日）

### ○職員研修

- ・4月23日 全ての所属長対象の「ハラスメント防止研修」
- ・6月9日 ハラスメント相談員向け研修
- ・6月12日 知事・両副知事・教育長・幹部職員対象の「ハラスメント防止研修」
- ・8月 新任管理職研修
- ・8月以降 全職員対象の「ハラスメント防止研修」

## 県立病院のハラスメント対策の取組について（4/21以降）

### ○ハラスメント事案への対応（6/8現在）

- ・ 県立病院職員から報告・相談のあったハラスメント事案 29件  
（知事部局報告121件の内数）
- ・ 対応完了 19件  
（知事部局報告 79件の内数）

### ○「職場の悩みごと相談チーム」の設置・開催

- ・ 役割 院内ハラスメント対策の企画・実施を行う
- ・ 構成 10名（院内9名、外部有識者1名）  
（院内は、医師（精神科含む）、公認心理師、看護師等）
- ・ 開催 4回（5/18、6/18、6/30、7/7）

### ○「身近な相談窓口」の運用開始

- ・ 匿名の相談にも対応し、24時間いつでもスマホからチェックシートで答える形で相談することができる相談窓口
- ・ 相談者の希望に応じて面談につなげる（上記相談チームが面談）
- ・ 運用開始 6月24日

### ○外部調査機関によるヒアリング調査

- ・ 客観性と公平性を確保するため、外部調査機関によるヒアリング調査を6月から導入
- ・ 3月のハラスメント実態調査において調査希望のあった案件等から、順次調査を開始（「調査希望」と回答のあった24件のうち記名のあった9件）

### ○「外部有識者アドバイザリー会議」の設置・開催

- ・ 役割 当院の事案や対策に対する助言、医療現場の特性を踏まえた対策について評価・検証を行う
- ・ 構成 外部有識者 3名  
（ハラスメント対策実務の経験を有する医師、看護師、弁護士）
- ・ 開催 第1回：6月19日

### ○職員研修

- ・ 6月26日 全職員を対象としたアンガーマネジメント研修  
（怒りのメカニズムを知り、感情をコントロールする実践方法等）
- ・ 7月6日 看護師（副看護師長以上）を対象としたメンタルケア研修
- ・ 8月以降 管理職、診療科長、看護師長を対象としたハラスメント研修

## 教育委員会のハラスメント対策の取組について（4/21 以降）

### ○ハラスメント事案への対応（6/8 現在）

- ・教職員から報告・相談のあったハラスメント事案 27件  
（知事部局報告121件の内数）
- ・対応完了 20件  
（知事部局報告 79件の内数）

### ○「ハラスメントの防止に関する指針」改正

- ・教職員がハラスメントを防止するため認識し遵守すべき事項、ハラスメント事案が発生した場合の対応等について規定
- ・全教職員に通知（6月30日）
- ・県立校長会、市町教育長会議において周知（7月3日）

### ○職員研修等

- ・5月20日 県立校長会において、相談窓口や管理監督者が相談を受けた場合の報告義務について再度周知
- ・6月12日 特別職・幹部職員対象の「ハラスメント防止研修」  
・教育長、学校教育監、教育庁副部長が参加
- ・6月15日 市町教育長会議において、相談窓口や管理監督者が相談を受けた場合の報告義務について再度周知
- ・6月29日 新任校長対象のハラスメント防止研修
- ・7月 6日 新任教頭対象のハラスメント防止研修
- ・7月 6日 教育庁のコンプライアンス所管管理職・相談窓口担当者を対象としたハラスメント対応研修
- ・7月下旬 全校長・教頭対象のハラスメント防止研修
- ・8月以降 全教職員対象のハラスメント防止研修